

# 決 議

- 一、本會ハ不合理ナル運動ヲ排シ、正義人道ノ上ニ立脚シテ人類共存ノ意義ヲ徹底セシム
  - 二、今回日本勞働聯盟ガ陸軍大臣ニ致シタル要求ハ當初ヨリ本會ノ關知セサルトコニシテ是ニ關シ吾人ハ絕對ニ中立ヲ保ツ
  - 三、來ル三十日天長節ノ佳辰ヲトシ、本會創立第三回紀念大會ヲ開催ス
- 右決議ス

大正十年七月二十五日

日本勞働聯盟に發す

# 警 告 文

今般陸軍砲兵工廠、對日本勞働聯盟の致したる、運動は勞働運動の本質に反したるものなり。吾等は、其の成行きを深く衷心より憂慮に不堪る次第である。殊に仄聞する處に依れば此の度び内閣の常例閣議に於て向後輕本なる勞働運動に携はる現業員は一切敵首を斷行するとの由。

吾等は吾等の親愛なる兄弟が、徒らに機體を失つたる、此の運動に盲従し、萬一不幸悲惨な、無意味な、犠牲を拂ふが如き事なきやを虞れ。此際日本勞働聯盟が、一切の行動を抛つて運動を休止すべき事を勧告す。

若し此の運動を繼續するに於ては、吾等は一般現業員の爲め決然起つて、撲滅運動を開始する事あるを覺悟せられよ。

茲に直言以つて警告す

大正十年八月一日

日本勞働聯盟御中  
小石川勞働會

10.8.1/2